

国自旅第139号
平成19年9月13日
国自旅第404号
一部改正 平成29年3月30日
国自旅第305号
一部改正 平成30年3月23日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について

標記については、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について（平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号）」に基づき処理しているが、大規模なイベントの開催等により大量の団体旅客輸送が発生し、当該地域等の一般貸切旅客自動車運送事業者の輸送力のみではこれらの輸送の需要に応じられない場合がある。

また、技術革新により開発された特殊なバス車両の有益性等について、大規模なイベントの開催等に併せて広く周知する場合が生じている。

今般、こうした場合の取り扱いについて、下記のとおり定めたので、その趣旨を十分理解の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

I. 臨時の営業区域を認める範囲

1. 輸送力不足への対応を目的とした営業区域の設定

大規模なイベントの開催等による一時的な輸送需要量の増加に対して、当該地域等の一般貸切旅客自動車運送事業者のみでは輸送力が不足すると見込まれる場合であって、次のすべての要件に適合する場合に、臨時の営業区域の設定を認めることとする。

なお、輸送力不足の判断に当たっては、リフト付バス等、一定の旅客に適切に対応を図るための車両に特化したものを含むものとする。

① 臨時の営業区域の設定により供給される輸送力が、当該イベントの開催等に伴い

不足する輸送力を補う範囲内のものであること。

- ② 運送する期間が限定されていること。
- ③ 国又は地方公共団体（これらの者が後援、支援する協議会等を含む。）から文書による輸送要請があること等臨時の営業区域の設定を行うに当たり正当であると認められる事由が存在すること。
- ④ 適切な運行管理・整備管理を行う上で必要となる事業用自動車の保管場所及び運転手の休憩・仮眠・睡眠施設を確保する計画を有していること。
- ⑤ 事業規模の拡大に該当する申請となるため、申請者が「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」（平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号）別紙3.（2）のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。
- ⑥ リフト付バスの輸送力不足に対応するために、公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定を受けた貸切バス事業者が、車いす若しくはストレッチャー利用者を含む団体が取扱旅客であって、リフト付バスを含む運行を行う場合に限り、①から③は適用しないこととし、以下のとおり営業区域を設定できるものとする。
 - （イ） 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とする。
 - （ロ） （イ）の他に営業所が所在する府県に隣接する府県（別記に定めるものに限る。）を運輸局の管轄区域にかかわらず臨時営業区域とすることができる。
- ⑦ ⑥の場合の認可手続き等については、「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需要状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成27年2月27日付け国自旅第321号）（3）から（7）により行うものとする。この場合において、（5）①の条件は「取扱旅客は車いす若しくはストレッチャー利用者を含む団体に限る。」とする。

なお、認可申請書には、運行に使用する予定のリフト付バス車両の写真（ナンバープレート及びリフトが写っているもの）及び車検証の写しを添付することとする。

また、運送する予定の車いす若しくはストレッチャー利用者数がわかる書面を運送引受書の写し等とともに保存することとする。

2. 車両の特性を生かした輸送を目的とした営業区域の設定

一般貸切旅客自動車運送事業者が保有する技術革新により開発された低公害車等の特殊なバス車両を、普及・広報等の目的のため大規模なイベントの開催等に併せて運行させるなどの場合は、原則として、当該地域に営業区域を有する一般貸切旅客自動車運送事業者に当該バス車両の利用者を変更して対応することとし、道路運送法第15条の事業計画の変更を行うこととするが、これによりがたい事情があり、やむを得ず臨時の営業区域の設定が必要などときには、次のすべての要件に適合する場合に、臨時の営業区域の設定を認めることとする。

- ① 車両の利用者の変更ができない正当な理由があること。
- ② 運送する期間が限定されていること。
- ③ 国又は地方公共団体（これらの者が後援、支援する協議会等を含む。）から文書

による輸送要請があること等臨時の営業区域の設定を行うに当たり正当であると認められる事由が存在すること。

- ④ 適切な運行管理・整備管理を行う上で必要となる事業用自動車の保管場所及び運転手の休憩・仮眠・睡眠施設を確保する計画を有していること。

II. 臨時の営業区域の認可に当たっての留意事項

1. 本件に係る事業計画の変更認可は、原則として、輸送需要が発生することとなる地域を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が行うものとする。
2. 適切な運行管理及び整備管理を行わせること。

附則（平成29年3月30日付国自旅第404号）

1. この通達は、平成29年4月1日から適用する。
2. この通達の適用の際現に認可を受けている者は、なお従前の例による。

附則（平成30年3月23日付国自旅第305号）

1. この通達は、平成30年4月1日から適用する。
2. この通達の適用の際現に認可を受けている者は、なお従前の例による。（1. ⑥による認可を除く。）
3. 1. ⑥については、この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

(別記)

- ① 陸地で接する府県
- ② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）